

## 女性の活躍推進に関する情報公表

1. 情報公表の基準日 令和6年4月1日

2. 情報の公表

(1) 管理職に占める女性労働者の割合

管理職（課長補佐・副支店長職以上） 30.9%

(2) 有給休暇の取得日数

正職員・パート職員の平均有給休暇取得日数 12.6日

(3) 男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異
	(男性の賃金に対する女性の賃金割合)
全労働者	82.3%
正職員	82.8%
パート・有期職員	81.1%

※対象期間:令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

- ・パート・有期職員: 嘱託職員 パート アルバイトが該当
- ・通勤手当等を除く